

田において稲以外の作物の作付けをしようとする農業者に対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の特例に関する省令(昭和四十六年大蔵省・農林省令第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「作付け」を「作付け等」に改める。

本則中「稲以外の作物の作付け」を「稲以外の作物を作付け、若しくは木竹を植栽し、又は当該田を農林漁業生産に必要な施設であつて農林大臣が定めるもの用に供する土地に」に、昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第二十八号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和五十三年四月十日

農林大臣 中川 一郎
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第二号中「能代港」の下に、「相馬港」を加える。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○公正取引委員会告示第十三号
当委員会は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第六條第一項の規定に基づき、排除命令をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
昭和五十三年四月十日

- 一 排除命令を受けた事業者の名称及び住所
キッコーマン醤油株式会社(代表者 代表取締役 茂木佐平池)千葉県野田市野田三三九番地
- 二 排除命令の要旨
(一) 主文の要旨
1 キッコーマン醤油株式会社は、マズウイン製品の販売に関し、東京都所在の酒類

の小売業者を対象に、昭和五十二年八月二三日から同月三十一日までを期間とし、「秋季キャンベーン」と称して行つた景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三條の規定に基づき、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和四十二年公正取引委員会告示第一七号)第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならぬ。

2 同社は、今後一年間、マズウイン製品の販売に関し、酒類の小売業者に対し、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならぬ。

(二) 事実の要旨

- 1 キッコーマン醤油株式会社(以下「キッコーマン醤油」という。)は、しょう油、ソース等の調味料の製造販売業及び酒類等の飲料その他の食料品の販売業を営む事業者である。
- 2 キッコーマン醤油は、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、「秋季キャンベーン」と称して、昭和五十二年八月二日から同月三十一日までを期間とし、期間中に同社が販売するマズウイン製品(クッキングワイン、「エコーミーマンズワイン」及び「クラレットパンチ」を除く。以下同じ。)を購入した右小売業者に対し、あらかじめ定めた次表の購入数量に応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて右商品を販売した。

購入数量	景 品 類
三ケース	玉ねぎ一〇キログラム(約一、四〇〇円)又はしょう油二リットル入り三本(約一、一〇〇円)
五ケース	なし一〇キログラム(約三、四〇〇円)又はしょう油二リットル入り大木(約二、二〇〇円)
一〇ケース	サンキストオレングラム九キログラム(約六、〇〇〇円)又はトランプスタージオ(七、八〇〇円相当)

- 3 キッコーマン醤油が、酒類の小売業者一名に対し提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記記載の景品類のうち、マズウイン製品二〇〇ケースを購入した者に提供するステレオセット(約一八万円相当)又はビデオカセット(二二万八〇〇円相当)の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

(三) 法令の適用
前記事実によれば、キッコーマン醤油の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三條の規定に基づき、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

不服申立ての方法
この命令に不服がある者は、「不当景品類及び不当表示防止法」第八條第一項及び「不当景品類及び不当表示防止法」第六條第三項の規定による排除命令の告示及び同法第八條第一項の規定による審判手続の開始の請求に関する規則(昭和三十七年公正取引委員会規則第三号)第二條で定めるところにより、この告示の日から三〇日以内に、当委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。なお、この排除命令の表示は、「昭和五十三年(排)第一号」である。

二〇ケース	ポケットカメラ(二万円相当)又はクリアラー(一万五〇〇円相当)又はかばん六個(約九、〇〇〇円)
三〇ケース	ミニサイクル(約二万七〇〇〇円相当)又は腕時計(三万円相当)
五〇ケース	腕時計(五万円相当)又はカセットテープレコーダー(約四万四〇〇〇円相当)
一〇〇ケース	一三型カラーテレビ(約一六万六〇〇円相当)又は原動機付自転車(約五万九〇〇〇円相当)
二〇〇ケース	ステレオセット(約一八万円相当)又はビデオカセット(二二万八〇〇円相当)

○公正取引委員会告示第十四号
当委員会は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第六條第一項の規定に基づき、排除命令をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
昭和五十三年四月十日

公正取引委員会委員長 横口 収
排除命令を受けた事業者の名称及び住所
三葉オーシャン株式会社(代表者 代表取締役 鈴木鎮郎)東京都中央区京橋一丁目一五番一号

この命令に不服がある者は、「不当景品類及び不当表示防止法」第八條第一項及び「不当景品類及び不当表示防止法」第六條第三項の規定による排除命令の告示及び同法第八條第一項の規定による審判手続の開始の請求に関する規則(昭和三十七年公正取引委員会規則第三号)第二條で定めるところにより、この告示の日から三〇日以内に、当委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。なお、この排除命令の表示は、「昭和五十三年(排)第一号」である。

- (一) 主文の要旨
- 1 三葉オーシャン株式会社は、メルシャンワイン製品の販売に関し、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、昭和五十二年九月二〇日から同月三〇日までを期間とし、「連続直送キャンベーン」と称して、昭和五十二年九月二〇日から同月三〇日までを期間とし、期間中に同社が販売するメルシャンワイン製品(「デッドメルシャン」及び「メルシャンクッキングワイン」を除く。以下同じ。)を購入した右小売業者に対し、あらかじめ定めた次表の
 - 2 三葉オーシャンは、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、「連続直送キャンベーン」と称して、昭和五十二年九月二〇日から同月三〇日までを期間とし、期間中に同社が販売するメルシャンワイン製品(「デッドメルシャン」及び「メルシャンクッキングワイン」を除く。以下同じ。)を購入した右小売業者に対し、あらかじめ定めた次表の